

I 指定障害福祉サービス事業者等に対する指導

1. 目的

市町等が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第10条第1項の規定による自立支援給付対象サービス等実施者等に対して行う自立支援給付に関する文書の提出等及び県知事が、自立支援給付に関して必要があると認めるときに、自立支援給付対象サービス等を行った者若しくはこれらを使用した者に対し、その行った自立支援給付対象サービス等に関し、法第11条第2項の規定により行う質問等について、基本的事項を定めることにより、自立支援給付対象サービス等の質の確保及び自立支援給付の適正化を図ることを目的とする。

2. 指導方針

指導は、指定障害福祉サービス事業者等に対し、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第523号）等に定める自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付に係る費用の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

3. 指導形態

指導の形態は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

集団指導は、県又は市町が、下記により、その内容に応じ一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

- ① 指定の権限を持つ障害福祉サービス事業者等に対する指導が必要な場合
- ② 自立支援給付に関して必要があると認める場合

(2) 実地指導

実地指導は、県又は市町が、下記により、障害福祉サービス事業者等の事業所において実地に行う。

- ① 指定の権限を持つ障害福祉サービス事業者等に対して必要があると認める場合
- ② 自立支援給付に関して必要があると認める場合

4. 指導方法等

(1) 集団指導

① 指導通知

県及び市町は、指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該障害福祉サービス事業者等に通知する。

② 指導方法

集団指導は、自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び障害者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

(2) 実地指導

① 指導通知

県及び市町は、指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該障害福祉サービス事業者等に通知する。

ただし、指導対象となる事業所において障害者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

- ア 実地指導の根拠規定及び目的
- イ 実地指導の日時及び場所
- ウ 指導担当者
- エ 出席者
- オ 準備すべき書類等

② 指導方法

実地指導は、別紙「主眼事項及び着眼点」に基づき、関係書類を閲覧し、関係者からの面談方式で行う。

③ 指導結果の通知等

実地指導の結果については、改善を要すると認められた事項について、後日文書によって指導内容の通知を行うものとする。

④ 改善報告書の提出

県又は市町は、当該障害福祉サービス事業者等に対して、文書で指摘した事項にかかる改善報告書の提出を求めるものとする。

5. 監査への変更

実地指導中に以下に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに「指定障害福祉サービス事業者等監査指針」に定めるところにより監査を行うことができる。

- (1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- (2) 自立支援給付に係る費用の請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合

Ⅱ 指定障害福祉サービス事業者等に対する監査

1. 目的

県知事又は市町長が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第48条、第49条及び第50条の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者等に対して行う自立支援給付に係る障害福祉サービスの内容及び自立支援給付に係る費用の請求に関して行う監査に関する基本的事項を定めることにより、自立支援給付対象サービス等の質の確保及び自立支援給付の適正化を図ることを目的とする。

2. 監査方針

監査は、指定障害福祉サービス事業者等の自立支援給付対象サービス等の内容等について、法第49条及び第50条に定める行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は自立支援給付に係る費用の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。

3. 監査対象の選定基準

監査は、次のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) サービス内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- (2) 介護給付費の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- (3) 指定の基準に重大な違反があると疑うに足りる理由があるとき。
- (4) 度重なる実地指導によってもサービス内容又は介護給付費の請求に改善がみられないとき。
- (5) 正当な理由がなく実地指導を拒否したとき。

4. 監査方法等

(1) 監査実施通知

監査対象となる指定障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該指定障害福祉サービス事業者等に通知する。なお、無通告監査を行う場合は、監査当日に通知する。

- ① 監査の根拠規定
- ② 監査の日時及び場所
- ③ 監査担当者
- ④ 出席者
- ⑤ 準備すべき書類等

(2) 監査方法

監査は、指定障害福祉サービス事業者等に対して出頭を求め、若しくは指定障害福祉サービス事業所へ立ち入り、関係書類の提出若しくは提示、関係者からの報告徴収、関係者との問答により行うものとする。

(3) 監査結果の通知、改善報告

監査結果については、改善を要すると認められた事項に関し、指定障害福祉サービス事業者等に対し、後日文書によって監査内容を通知し、指摘した事項に係る改善報告書の提出を求めることとする。

5. 監査後の措置

(1) 行政上の措置

指定基準違反等が認められた場合には、勧告、命令、指定の取り消し等、行政上の措置を機動的に行う。

① 勧告

指定基準違反の事実が確認された場合、指定障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

当該指定障害福祉サービス事業者等は、勧告を受けた場合は、期限内に文書により報告を行わなければならない。

② 命令

指定障害福祉サービス事業者等が正当な理由なく、その勧告に係る措置を取らなかった場合、当該指定障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

命令をした場合には、その旨を公示するものとする。

当該指定障害福祉サービス事業者等は、命令を受けた場合は、期限内に文書により報告を行わなければならない。

③ 指定の取消し等

重大かつ深刻な指定基準違反の事実が確認された場合、若しくは指定障害福祉サービス事業者等が正当な理由なく勧告に係る措置を取らなかった場合、指定障害福祉サービス事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止する場合がある。

(2) 聴聞等

監査の結果、当該指定障害福祉サービス事業者等が取消し等の事由に該当すると認められる場合には、監査後、当該指定障害福祉サービス事業者等に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づき、聴聞を実施し、又は弁明の機会を付与する。

(3) 経済上の措置

① 勧告、命令、指定の取消等を行った場合に、自立支援給付の全部又は一部について当該自立支援給付に係る市町に対し、法第8条第2項に基づく不正利得の徴収（返還金）として徴収を行うよう指導する。

② 命令又は指定の取消等を行った場合には、原則として、法第8条第2項の規定により、当該障害福祉サービス事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせるよう指導する。